



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 043 (222) 7207 番

98.1.21 No. 4724

鮮明になった＝千葉労働排除 の「基準」 馬込勝浦地労委報告

会社側・西野証人へ

組合側反対尋問を行う

一月二日、一五時から、千葉地労委において、「勝浦運転区廃止差別地労委」第一四回審問が行なわれ、会社側・西野証人(当時 千葉支社人事課長)に対する組合側反対尋問の二回目が行なわれた。

西野証人に対する反対尋問では、まず鴨川運転区への人選について尋問を行なった。鴨川運転区への人選の基準として西野証人は、これまでに①車掌経験者、②指導操縦者または将来指定可能な者、③小集団活動などに積極的な者の三点を挙げ、このうちの二つでも該当するものを選んだと証言してきた。しかし、実際に鴨川に移動になった運転士の中には、車掌経験もななく、指導操縦者にも指定されていないものがあるなど、基準そのものがまったく曖昧であり、何よりも、動労千葉組合員で指導操縦者に指定されている運転士や車掌経験者がまったくいないことから、この基準そのものが動労千葉を排除するために作られた「基準」であることがますます鮮明となった。

一方、鴨川運転区新設にともない、車掌も運転区に統合されることになったが、車掌で鴨川運転区へ行かなかったものがあるのかを質すと「ほとんどが行

ったと思う」と証言した。これは、運転士の移動についてはあれこれ基準や条件を付け、さらに千葉支社以外からも移動させておきながら、車掌についてはまったく無条件に異動になっていること自体矛盾に満ちたものであり、千葉支社による動労千葉排除を物語るものである。

さらに、東京からの異動については、当時の団交では「東京との調整は行なっていない」と回答していた。しかし、西野証人は反対尋問では「五月末以降から東京に調査を依頼した」と証言したのである。五月末とは、勝浦運転区廃止＝鴨川運転区新設が提案された直後であり、当時の団交での回答がまったくのデタラメ、ウソの回答であったことが改めて明らかとなり、西野証人に対する反対尋問を終了した。

次回は、動労千葉顧問である水野勝浦市議に対する審問が行なわれる予定である。各支部から傍聴動員に結集しよう。

勝浦運転区廃止差別地労委
とき 二月二日(木)
一〇時から
ところ 千葉地労委



1000人参加の旗開き

旗開き団結同盟反対

三里塚反対同盟は、一月十一日、成田市内において、九八年団結旗開きを開催し、政府・空港公団が発表した「二〇〇〇年空港完成」攻撃に対して、敷地内を先頭にして断固闘いぬく決意を明らかにした。

また、旗開きの前段では、二時に岩山記念館に集合し、九八年の闘い初めとしてデモ行進を行い、「二〇〇〇年完成粉碎!」のシュプレヒコールをたたきつけた。